

千葉県総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定により、千葉県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の招集）

第2条 会議は、知事が招集する。

2 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び協議事項等をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、知事に対し、協議すべき具体的事項を文書または口頭で申し出て、会議の招集を求めることができる。

（会議の運営）

第3条 知事は、会議の議長を務める。

2 議事の進行は、議長が指名する職員に行わせる。

（公開）

第4条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事と教育委員会の合意により公開しないことができる。

一 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。）第8条各号に該当する事項について協議・調整を行う場合

二 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（会議結果の公開）

第5条 会議結果については、会議の合意により一部又は全部を公開しないこととした場合を除き、遅滞なく議事録を作成し、これを千葉県のホームページで公表するものとする。

（事務局）

第6条 会議の事務局を千葉県総務部学事課に置く。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。